



福島医発第 1209 号（総）

令和 2 年 7 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る会議・研修会等の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日本医師会より新型コロナウイルス感染症対策本部会議（7 月 21 日開催）において、「新型コロナウイルス感染症発生下における日本医師会会内委員会等の開催について」が確認された旨、連絡がありましたのでお知らせいたします。

本会の対応といたしましては、別添「新型コロナウイルス感染症に係る本会会議・研修会の開催について」が第 12 回全理事会（7 月 9 日開催）において承認されましたので、その方針に基づいて事業を推進してまいります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

新型コロナウイルス感染症に係る本会会議・研修会の開催について

1. 基本的方針

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式の実践例」に基づき、基本的な感染対策をより一層推進することにより、クラスターの発生を抑えることで感染拡大の防止を図りながら、本会の会議及び研修会（以下「会議等」）を開催することとする。

2. 会議等の開催

- 1) クラスターが発生するおそれがある会議等について、一定規模以上（下記「3. 開催時の基本的感染対策」の 1）で定める収容可能人数を超える）の研修会（大会）では、「三つの密」を避けることが困難であることから、**原則として年内は中止**する。
- 2) 参加者が 80 名以下の会議等の開催については、次の「開催時の基本的感染対策」を適切に講じた上で開催することとするが、TV会議システム及びサテライト配信を活用して開催することも検討する。
- 3) 日医認定産業医及び健康スポーツ医の更新要件となる研修会については、両制度ともに、更新に関する特例措置（期間外申請）が実施されていることを踏まえ開催を検討する。
- 4) 開催時間は、会議は 1 時間、研修会は 2 時間を目安とする。

3. 開催時の基本的感染対策

- 1) 人との間隔は、できるだけ 2 m（最低 1 m）空ける。従って、5 階研修室 2（大ホール）の収容可能人数を **50 名**とし、5 階研修室 1 を **30 名**とする。なお、各研修室における配席は別途定める。
- 2) 出席者にはマスクの着用、手洗い・手指消毒及び検温を徹底する。体温が **37.5℃以上**の場合や感冒症状があるなど体調不良の場合は参加を断る。
- 3) 感染が流行している地域からの移動及び都道府県をまたいだ移動は、当面の間、感染拡大防止の観点から自粛していただくこととする。
- 4) 基本的感染対策を適切に講じるため、次の備品を準備する。
 - ・マスク、消毒液、体温計、集団用サーモ

4. 開催案内における注意事項

- 1) 来館前に検温を行い、感冒症状があるなど体調不良の場合は参加を自粛してください。
- 2) 来館の際は、マスクの着用をお願いします。
- 3) 丁寧な手洗い・手指消毒の徹底をお願いします。
- 4) 受付に消毒液を設置いたします。手指の消毒をお願いします。
- 5) 受付（来館）時に検温を行い、**37.5℃以上**の場合は参加できません。

5. 他団体への会議室の貸出

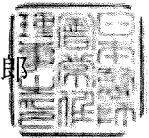
- 1) 他団体への会議室の貸出については、会議等の開催に準じることとする。
- 2) 貸出の条件として、各団体において適切な感染対策を講じることとする。
- 3) 利用申請書（参加者数等）を確認の上、貸出許可を行うこととする。

設 定 令和2年7月9日

(総 2 5 3)
令和 2 年 7 月 2 1 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会
常任理事 松本 吉郎



新型コロナウイルス感染症発生下における
日本医師会会内委員会等の開催について

いつもお世話になっております。

さて、本日開催の日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、「新型コロナウイルス感染症発生下における日本医師会会内委員会等の開催について」を、別添のとおり確認いたしましたので、ご参考までにお送りいたします。

貴会におかれましては、本件の内容をご確認いただきますとともに、貴会管内の郡市区等医師会への周知について、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

日本医師会総務課

TEL : 03-3942-6477

FAX : 03-3946-6295

e-mail : soumu@po.med.or.jp

新型コロナウイルス感染症発生下における日本医師会会内委員会等の開催について

1. 目的・趣旨

日本医師会会内委員会等（以下、「会内委員会等」という。）を開催するに当たり必要な事項を共有し、新型コロナウイルス感染症の感染防止と会内委員会の円滑な開催との両立を図る。

会内委員会等とは、会内委員会のほか、都道府県医師会担当理事連絡協議会や各種式典・講演会等、日医主催により日医会館内で開催する全ての会議のことをいう。

2. 対象

新型コロナウイルス感染症発生下（新型コロナウイルス対策本部が必要と認める期間）において開催する会内委員会等。

3. 具体的な感染症対策

（１）テレビ会議システムを用いて会内委員会等を開催する場合

出席者に対して、テレビ会議システムの各利用先（都道府県医師会等）における感染症対策に則り、感染防止に十分注意するよう周知する。各利用先で、特段の感染症対策が示されていない場合は、本項「（２）テレビ会議システムを用いずに会内委員会等を開催する場合」に準じた対応を取るよう徹底する。

なお、日医会館に来館の上、会内委員会等に参加する者があるときは、本項「（２）テレビ会議システムを用いずに会内委員会等を開催する場合」に準ずるものとする。

（２）テレビ会議システムを用いずに会内委員会等を開催する場合

１）テレビ会議システムを用いず、日医会館に来館の上、会内委員会等を開催する場合は、以下の感染症対策を徹底する。

① 健康状態の確認

事前のセルフチェックによる発熱等の症状がある場合は、会議に出席しないよう徹底する。過去２週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした者や感染が拡大している国や地域への訪問歴が１４日以内になる者も同様とする。

② マスク着用

会議中は原則としてマスクを着用する。マスクを忘れた出席者には、マスクを提供し、必ず着用してもらう。

③ 手指消毒

会議室に手指消毒液を設置し、会議の開始及び終了時に手指消毒を徹底する。

④ 換気

会議室の窓やドアを開ける等、十分な換気を徹底する。

⑤ レイアウトの工夫

可能な限り対面を避け、出席者同士が接近しないよう社会的距離に十分に配慮する。

⑥ マイク

マイクを使用する場合は、出席者ごとに準備し、他の出席者との共同利用は行わない。マイクの不足等が原因で、出席者全員に行き渡らない場合には、使用ごとの消毒を徹底する。

⑦ 会内委員会等の運営

事前にメーリングリストを活用し委員の意見等を確認すること等を通じて、会議時間の短縮等も含め、会内委員会等の効率的な運営を図る。

2) 一定規模以上の式典・講演会等のように、受付の設置や講師の招聘等を伴う場合は、「3. (2) 1)」のほか、以下の感染症対策を徹底する。

① 体温測定

必要に応じて、入館時に、サーモセンサー等により出席者の体温測定を行う。37.5℃以上の出席者については、再度非接触型の体温計であらためて体温測定を行い、再度 37.5℃以上の場合は、入館を認めず会議の出席を控えてもらう。

② 受付

社会的距離に十分配慮し、必要に応じて整列での受付等も検討する。受付（周辺）に手指消毒液を設置し、手指消毒を徹底する。

③ 講師の招聘（控室の使用）

控室の窓やドアを開ける等、十分な換気を徹底する。講師が複数いる際は、社会的距離にも十分に配慮する。

④ 食事（昼食等）

社会的距離の確保に十分配慮するとともに、対面での食事は行わない。食事を短時間で済ませるために、軽食を用意する等の工夫を行う。会話はなるべく控えてもらうように徹底する。

⑤ エレベーター

定員を 4 名程度に制限し、エレベーター内での会話を控えてもらうように徹底する。

⑥ フロアからの発言

マイクを介した感染を防ぐため、フロアからの発言は原則として認めない。フロアからの発言が避けられない場合は、スタンドマイク等を用い、使用ごとの消毒を徹底する。

新型コロナウイルス感染症に係る本会会議・研修会の開催について

1. 基本的方針

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式の実践例」に基づき、基本的な感染対策をより一層推進することにより、クラスターの発生を抑えることで感染拡大の防止を図りながら、本会の会議及び研修会（以下「会議等」）を開催することとする。

2. 会議等の開催

- 1) クラスタが発生するおそれがある会議等について、一定規模以上（下記「3. 開催時の基本的感染対策」の 1) で定める収容可能人数を超える）の研修会（大会）では、「三つの密」を避けることが困難であることから、**原則として年内は中止**する。
- 2) 参加者が 80 名以下の会議等の開催については、次の「開催時の基本的感染対策」を適切に講じた上で開催することとするが、TV 会議システム及びサテライト配信を活用して開催することも検討する。
- 3) 日医認定産業医及び健康スポーツ医の更新要件となる研修会については、両制度ともに、更新に関する特例措置（期間外申請）が実施されていることを踏まえ開催を検討する。
- 4) 開催時間は、会議は 1 時間、研修会は 2 時間を目安とする。

3. 開催時の基本的感染対策

- 1) 人との間隔は、できるだけ 2 m（最低 1 m）空ける。従って、5 階研修室 2（大ホール）の収容可能人数を 50 名 とし、5 階研修室 1 を 30 名 とする。なお、各研修室における配席は別途定める。
- 2) 出席者にはマスクの着用、手洗い・手指消毒及び検温を徹底する。体温が 37.5℃以上 の場合や感冒症状があるなど体調不良の場合は参加を断る。
- 3) 感染が流行している地域からの移動及び都道府県をまたいだ移動は、当面の間、感染拡大防止の観点から自粛していただくこととする。
- 4) 基本的感染対策を適切に講じるため、次の備品を準備する。
・マスク、消毒液、体温計、集団用サーモ

4. 開催案内における注意事項

- 1) 来館前に検温を行い、感冒症状があるなど体調不良の場合は参加を自粛してください。
- 2) 来館の際は、マスクの着用をお願いします。
- 3) 丁寧な手洗い・手指消毒の徹底をお願いします。
- 4) 受付に消毒液を設置いたします。手指の消毒をお願いします。
- 5) 受付（来館）時に検温を行い、37.5℃以上 の場合は参加できません。

5. 他団体への会議室の貸出

- 1) 他団体への会議室の貸出については、会議等の開催に準じることとする。
- 2) 貸出の条件として、各団体において適切な感染対策を講じることとする。
- 3) 利用申請書（参加者数等）を確認の上、貸出許可を行うこととする。

設 定 令和2年7月9日